

施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化に伴い、補助金の給付を受けるためには、子ども・子育て支援法第30条の4に規定される施設等利用給付認定を受けていただく必要があります。

つきましては、**無償化対象施設の利用形態に応じ、施設等利用給付認定（1号認定・2号認定・3号認定）を電子申請してください。**申請後、施設等利用給付認定決定通知書を交付します。

<施設等利用給付認定について>

認定に係る子どもの年齢や保護者の状況によって3種類に区分され、無償化を希望する内容によって必要な認定区分が異なります。

認定区分	認定内容※1	認定対象	添付書類
1号認定	保育料の無償化を受けるための認定	私学助成幼稚園に入園する満3歳～5歳児	P2・2の確認書類（該当者のみ）
2号認定	保育料の無償化に加え、預かり保育の利用料補助を受けるための認定	保育の必要性※2を満たす3歳児～5歳児（年少～年長クラス）	保育の必要性の事由ごとに定める添付書類（P3参照）
3号認定		「区市町村民税非課税世帯」かつ、保育の必要性※2を満たす満3歳児	

※1 補助上限額の詳細は別添「幼稚園等における幼児教育・保育の無償化について」を参照ください。

※2 保育の必要性は両親いずれもがP3記載の事由に該当する必要があります。

<施設等利用給付認定の有効期間>

1号認定の有効期間は、認定の効力発生から、子どもが小学校に就学する前までとなります。2・3号認定の有効期間は保育の必要性の認定事由ごとに定められますが、認定期間に関わらず、定期的に保育の必要性の現況確認を実施します。

2・3号認定を希望する場合には、認定開始希望日より前に申請してください。

認定開始日の遡及は致しません。補助金の対象になるのは、認定開始日からとなります。

施設等利用給付認定の申請方法

1 施設等利用給付認定申請書（全員申請）

必要書類を揃え、右記 QR コードから申請してください。

必要書類は PDF や画像データ（書類を携帯で撮影した画像等）を添付してください。

※申請がない場合は保育料の無償化を受けることができません。



2 必要書類について（該当者のみ）

- ① 区市町村民税所得割額の確認書類（基準日に江東区に住民登録がなかった方のみ）
- ② 保育の必要性の事由ごとに定める必要書類（2・3号認定希望者のみ）

3 必要書類詳細

- ① 区市町村民税所得割額の確認書類（下表の該当者で判定を希望する場合に提出）

園児と生計を一にする者の区市町村民税所得割額で、保育料補助上限額の決定と、実費徴収補足給付事業の適否判定を行っています。

（補助上限額や事業内容の詳細は別紙「幼稚園等における幼児教育・保育の無償化について」を参照して下さい。）

入園時期	基準日	提出書類	
令和8年4月～8月	令和7年1月1日	他自治体に住民票があった方	令和7年度課税・非課税証明書、または対象期間（令和6年1月から12月までの所得）に係る給与証明書 等
		海外に居住していた方	令和6年1月から12月までの所得を証明する給与証明書 等
令和8年9月～令和9年3月	令和8年1月1日	他自治体に住民票があった方	令和8年度課税・非課税証明書、または対象期間（令和7年1月から12月までの所得）に係る給与証明書 等
		海外に居住していた方	令和7年1月から12月までの所得を証明する給与証明書 等

Q 基準日に江東区に住民登録がありません。上記確認書類を提出しないとどうなりますか？

A E2 階層（最高所得の階層）の補助上限額 38,800 円を適用します。確認書類の提出がなくても保育料月額 38,800 円以下の幼稚園については保育料の実負担額は 0 円となります。なお、実費徴収補足給付事業については対象外となります。（小学校第3学年修了前のこどもから数えて第3子以降の場合は除く）E2 階層の認定で問題ない場合及び実費徴収補足給付事業の判定を希望しない場合は、確認書類の提出は必要ありません。

Q 令和8年1月1日に江東区に住民登録がなく判定を希望しますが、現年度の課税証明書をまだ発行することができません。

A 課税証明書は現年度の6月頃発行可能になります。判定を希望する方は7月末までに追加書類を送付してください。

②保育の必要性の事由ごとに定める必要書類（２・３号認定希望者のみ）

○確認書類は、ご両親分の提出が必要です。

事由	必要書類	認定期間
就労（外勤・自営業） ※1日4時間以上かつ月12日以上 ※育児休業期間中も含む	外勤 就労証明書 自営 就労証明書＋自営を証明する書類（※１）	各事由に該当しなくなるまで
疾病や心身に障害がある場合	「医師の診断書」又は「身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳の写し」	
介護	・被介護者の医師の診断書 ・介護状況調査兼日常生活状況調査票（区様式）	
災害	罹災証明書	
求職中 ※11日以下、1日4時間未満の就労も求職中を含む		3か月以内
出産	母子手帳の写し（表紙＋分娩予定日が記載されているページ）	「出産予定月及びその前後2か月」の5か月以内
就学 ※1日4時間以上かつ月12日以上	・在学証明書（又は入学許可証） ・カリキュラム（授業形態がわかる書類）（※２）等	在学終了月末まで

※１自営を証明する書類（開業届、営業許可証、請負契約書、全部事項証明書、領収書、請求書、伝票）のうちいずれか１点の書類（写し可）・就労証明書に法人番号の記載がある場合は、自営を証明する書類の提出は不要です。

※２学校教育法に定める学校（大学・大学院等）に在学されている場合はカリキュラムの提出の必要はありません。

○「保育の必要性」認定に必要な添付書類の様式は、下記江東区ホームページからダウンロードして使用してください。



【江東区HP QRコード】

<問い合わせ先>

江東区教育委員会事務局学務課幼稚園係
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28
電話 03-3647-9703